

緊急事態宣言解除後の業務対応について

当JAでは、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みとして支所・出張所の昼休業を実施してまいりました。緊急事態宣言が解除された場合においても、当JAとしては組合員・利用者の皆様が安心して利用できる時期まで、同ウイルス感染防止対策の一環として、昼休業を継続してまいります。何卒、ご理解・ご協力をお願いいたします。なお、子会社のグリーンセンターあいかわは、下記の時間で営業させていただきます。

<昼休業時間> 中津・高峰・半原支所 12：30～13：30
春日台・田代出張所 11：30～12：30

<グリーンセンターあいかわ>
営業時間 8：30～17：00